

介護保険施設等における非常災害への備えについて

近年、暴風、豪雨、土砂災害などの災害発生により日本各地において被害があり、介護保険施設等においても多大なる被害が生じております。

介護保険施設等は、自力避難困難な方も多く利用されていることから、利用者の安全を確保するため、水害・土砂災害・地震・津波などの各種災害に備えた十分な対策を講じる必要があります。

また以下の表のとおり、非常災害対策計画・避難確保計画の作成及び避難訓練の実施などが法令により義務づけられております。

対象となる事業所で作成等が出来ていない場合には、早期に計画の作成等の対応をとるようお願いいたします。また、既に作成されている場合においても、避難訓練後に計画の検証や見直しをすることで実効性の高い計画にすることが重要です。

【計画の比較表】

計 画	非常災害対策計画	避難確保計画
対 象	介護サービス事業所又は施設 ※訪問系サービス除く。	浸水想定区域、土砂災害警戒区域、津波浸水想定内に所在し、市町村が作成する地域防災計画に記載のある要配慮者利用施設（社会福祉施設等）
根 拠 法 令	- 各種サービスの基準省令 - 東三河広域連合介護保険条例	- 水防法 - 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 - 津波防災地域づくりに関する法律
義 務	<u>①非常災害対策計画の作成</u> <u>②避難訓練の実施</u>	<u>①避難確保計画の作成及び市町村への提出</u> <u>②避難訓練の実施</u>
計 画 で 定 め る べ き 項 目	- 施設等の立地条件 - 災害に関する情報の入手方法 - 災害時の連絡先及び通信手段の確認 - 避難を開始する時期、判断基準 - 避難場所 - 避難経路 - 避難方法 - 災害時の人員体制、指揮系統 - 関係機関との連携体制	- 計画の目的 - 計画の適用範囲 - 防災体制 - 情報収集及び伝達 - 避難の誘導 - 避難確保を図るための施設の整備 - 防災教育及び訓練の実施 - 自衛水防組織の業務（設置する場合に限る）

計画は実際に災害が起こった際にも利用者の安全が確保できる実効性のあるものとするのが重要であり、以下の参考通知などを参考に、各事業所又は施設の状況や地域の実情を踏まえた内容としてください。

以下の参考通知にて、非常災害時の対応についてのマニュアル・指針等が提示されております。
計画の作成、見直しの参考としてください。

【参考通知】

○介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について（平成28年9月9日老総発0909第1号、老高発0909第1号、老振発0909第1号、老老発0909第1号）

○介護保険施設等における非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施に関する調査結果及び指導・助言の徹底について（平成31年2月1日老総発0201第1号、老高発0201第1号、老振発0201第1号、老老発0201第3号）

【ハザードマップの確認方法】

「マップあいち - 愛知県統合型地理情報システム」

URL : <https://maps.pref.aichi.jp/>

上記システムは、愛知県が保有するさまざまな情報（地理情報）が電子地図の上に分かりやすく表示されます。防災に関する内容としましては、土砂災害情報マップや水害被害情報マップなどを確認していただくことが可能ですので、ご活用ください。

新たな防災情報への対応について

1 従来の防災情報と社会福祉施設等の対応について

介護施設は自力避難が困難な高齢者等が多く利用し、災害時の避難に時間を要することから、利用者の安全確保のため、豪雨・地震・土砂災害等の各種災害に備えた十分な避難対策が必要です。これまで各施設において作成していただいた、非常災害対策計画における避難開始時期・判断基準等は、主に市町村による「避難準備」情報の発令が目安となってきました。

2 新たな防災情報と避難開始の時期について

令和3年5月、内閣府により「避難情報等に関するガイドライン」が改正され、自治体や気象庁等から発表される防災情報を用いて住民がとるべき行動を直感的に理解しやすくなるよう5段階の警戒レベルを明記して防災情報が提供されることとなっています。

避難情報等			防災気象情報（※）
警戒レベル	住民がとるべき行動	防災情報等	警戒レベル相当情報（例）
警戒レベル5	<u>災害発生又は切迫。</u> <u>命の危険 直ちに安全確保</u>	緊急安全確保 （市町村が発令）	氾濫発生情報 大雨特別警報等
警戒レベル4 【全員避難】	<u>危険な場所から全員避難。</u> 公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は近くの安全な場所や、自宅内のより安全な場所に避難する。	避難指示 （市町村が発令）	氾濫危険情報 土砂災害警戒情報等
警戒レベル3 【高齢者等は避難】	<u>避難に時間を要する人（ご高齢の方、障害のある方、乳幼児等）とその支援者は避難する。</u> その他の人は避難の準備を整える。	高齢者等避難 （市町村が発令）	氾濫警戒情報 洪水警報 大雨警報等
警戒レベル2	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認する。	大雨・洪水・高潮 注意報 （気象庁が発令）	氾濫注意情報等
警戒レベル1	災害への心構えを高める。	早期注意情報 （気象庁が発令）	

※ 住民が自主的に避難行動をとるために参考とする情報（国土交通省・気象庁・都道府県が発表）

3 介護施設等の社会福祉施設で求められる対応

介護施設においては、今後は「警戒レベル3」（高齢者等避難）の発令を目安に、速やかに行動を開始するようお願いします。また、各介護施設の非常災害対策計画で定める避難に要する時間及び避難開始時期が、利用者の状態、職員数や設備等の施設の状況を踏まえて適切なものか、今一度、確認をお願いします。

※ 「警戒レベル」の運用開始に伴う、介護施設等の非常災害対策計画上の避難を開始する時期・判断基準の記載は、これまでの避難情報を「警戒レベル」と読み替えることで足りますので、直ちに改訂を求めるものではありません。次回の計画見直しの機会等に適宜修正をお願いします。